

みよし市介護予防教室講師派遣事業について

みよし市介護予防教室講師派遣事業（通称：通いの場）とは

- ▶▷ 市民主体の介護予防活動に取り組む団体に対して、登録講師を派遣し、団体に代わり講師謝礼をお支払する事業です。

登録の約束

団体（登録の約束）

- ①市内に活動場所がある団体であること
- ②市内在住の65歳以上の高齢者が3分の2以上で構成されていること
- ③介護予防のための運動（1回の講座が30分以上かつ20分以上の運動を行う活動）を行っていること
- ④毎月2回以上の実施かつ継続的に活動すること

※月に2回未満の開催があった場合、その年度の登録は取消となり、再登録が可能になるのは次年度以降となります。
- ⑤高齢者が自由に参加できること
- ⑥開催当日の参加者及び参加状況を把握し、その月の開催終了後、速やかに開催場所の担当の地域包括支援センターに実績報告書と参加者名簿を提出すること
- ⑦みよし市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱に基づく専門職の派遣を活用すること

講師（登録の約束）※講師登録のみは不可。原則、団体登録と同時に提出。

- ①保健、医療、福祉または介護に関する国家資格を所持している人
- ②民間資格を所持していて、フレイルサポーター養成講座受講した人

↳ 保険健康課主催（詳細は都度確認願います）

みよし市役所長寿介護課

0561-32-8009

おかよし地域包括支援センター(三好丘中学区) 0561-33-4177

きたよし地域包括支援センター(北中学区) 0561-33-0791

なかよし地域包括支援センター(三好中学区) 0561-34-6811

みなよし地域包括支援センター(南中学区) 0561-33-3502

申請方法

以下の書類を市役所または地域包括支援センターに提出してください。

団体登録

- みよし市地域介護予防活動支援事業実施団体登録申請書
- 年間計画書
- 構成員名簿

講師登録

- みよし市地域介護予防活動支援事業講師登録届

謝礼の支払いについて

《**支払対象条件**》 月末に提出していただく実績報告書・参加者名簿をもとに判断します。

- ・ 年間計画に基づいて実施していること（**月2回以上の開催**）
- ・ 1回の活動に、**市内在住の65歳以上が5人以上参加**していること
- ・ 1回の活動で、20分以上の運動を行っていること

《支払金額》

各団体の活動1回につき7,000円（上限4回/月）

★以上の条件に満たない場合は、お支払いができません。

Q&A

◆ 年間計画書や構成員は変更できますか？

変更できます。

変更した年間計画書や構成員名簿を変更前日までに地域包括支援センターに提出してください。（詳細を記載した書面やメールでも可）

◆ 1回の活動で2人分の講師謝礼はもらえますか？

2人分は支払えません。代表の1人に7,000円をお支払いします。

◆ 団体が謝礼を受け取れますか？

団体に謝礼は支払えません。団体に代わり講師に謝礼を支払っているため、活動の中で必要経費等があれば講師と相談してください。

◆ 参加者が5人の活動に対して支払い対象とならなかったのはなぜですか？

参加者のうち、市外在住の人や64歳以下の人がいるとカウントの対象外となります。市内に住所のある65歳以上の人があることが条件なので、参加者が多く集えるようお声がけいただく等、介護予防活動のご協力をお願いします。